

厚生労働省改善取組計画  
(26年度フォローアップ実施後)

	策定年月日	平成27年2月25日策定、平成27年9月29日改定
分野又は業務名	社会保険・労働保険(雇用保険)	
システム名	電子政府の総合窓口(e-Gov)	

## I 改善促進手続名等

番号	改善促進手続名	平成26年度			25年度 オンライン利用率	24年度 オンライン利用率
		申請等件数	オンライン利用件数	オンライン利用率		
1	雇用保険被保険者資格取得届	9,366,763	944,790	10.09%	7.41%	5.13%
2	雇用保険被保険者資格喪失届	7,784,240	743,927	9.56%	6.67%	4.15%
3	高年齢雇用継続基本給付金の申請	4,419,058	162,576	3.68%	2.45%	1.41%
	合計	21,570,061	1,851,293	8.58%	6.11%	3.99%

## II 目標及び評価指標等

目標及び 評価指標等	目標及び評価指標等の説明 (内容、測定方法等)	基準値	現状	目標(見込み)・達成時期、 その前提条件等
オンライン申請に係る利用 者の満足度	社会保険労務士、事業主等を対象とした アンケート調査(毎年11月に実施)による 測定 満足、概ね満足、普通、やや不満、不満 の5段階評価中、満足、概ね満足と回答 した者の割合	57%(平成24年度)	53%(平成26年度)	65%(平成28年度)
オンライン利用率				
雇用保険被保険者資格 取得届	行政手続オンライン化法第10条第1項に 基づくオンライン利用の状況の公表	5.13% (平成24年度)	10.09% (平成26年度)	20% (平成28年度)
雇用保険被保険者資格 喪失届		4.15% (平成24年度)	9.56% (平成26年度)	20% (平成28年度)
高年齢雇用継続基本給 付金の申請		1.41% (平成24年度)	3.70% (平成26年度)	10% (平成28年度)
事務処理時間				
雇用保険被保険者資格 取得届	申請1件あたりの受付から事務処理が完 了するまでの平均所要日数	3.46日以内/件 (平成25年度)	3.27日以内/件 (平成26年度:暫定 値)	3.2日以内/件(平成28年度) (平成30年度までに3日以内)
雇用保険被保険者資格 喪失届				
高年齢雇用継続基本給 付金の申請				
備考				

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	雇用保険被保険者資格取得届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	原則、添付書類を廃止している。 【実施時期】平成22年4月～	
(2)本人確認方法の見直し	電子証明書を取得していない法人事業主については、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書による電子申請も可能(平成27年1月)とするともに、事業主が指定する従業員個人や労働保険事務組合の長が指定する職員個人の公的個人認証サービスの電子証明書による電子申請も可能とした。【実施時期】平成27年7月	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成26年12月	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	各公共職業安定所において処理しているオンライン申請の事務処理について労働局に集中化する試行実施を5カ所(北海道、埼玉、東京、京都、大阪)で開始(平成26年度)するとともに、平成28年度より試行実施局の拡大を行う。今後、平成28年度中に電子申請届出処理の集中化の本格実施について検証し、全国実施の可否を検討する。	
3システムの利便性の向上	・申請者の入力漏れにより審査期間が長くならないよう、システムにエラーチェック機能を持たせる。現在、①電子申請時の画面が小さくなっているレイアウトを、申請者が利用する端末の画面の最大値まで拡大できるよう、②利用者が同じ事項を何度も入力する作業を必要としないよう、e-Gov側と共同で改善していく。 ・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普及啓発等	全国の労働局と各都道府県の社労士会との定期的意見交換会を毎年度継続して実施(平成26年度～)するとともに、ハローワークに電子申請に利用できる端末を設置し、電子申請アドバイザー(仮称)がデモンストレーションできるようにするとともに、電子申請アドバイザー(仮称)が事業所を訪問し、事業主に対する所内での入力支援や電子申請利用のためのパソコンの環境設定等の支援を行う(平成28年度～)。積極的に大規模な事業所等を個別に訪問し、利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。【実施時期】平成26年度～	
6その他	平成26年7月に、北海道、埼玉、東京、京都、大阪、福岡の各ハローワークにおいて、100人以上の事業所を対象に雇用保険関係手続のオンライン申請に関するアンケート調査を実施しており、オンライン申請にあたっての課題を把握し、今後の利用促進に努めていく。	

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	雇用保険被保険者資格喪失届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	事業主が電子申請を利用する際に添付書類を省略することができる基準(照合省略)を平成27年度中に緩和するとともに、社会保険労務士や労働保険事務組合の照合省略の認可事務を労働局毎の認可から管轄する労働局のみの認可に集約化する。	
(2)本人確認方法の見直し	電子証明書を取得していない法人事業主については、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書による電子申請も可能(平成27年1月)とするとともに、事業主が指定する従業員個人や労働保険事務組合の長が指定する職員個人の公的個人認証サービスの電子証明書による電子申請も可能とした。【実施時期】平成27年7月	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成26年12月	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	各公共職業安定所において処理しているオンライン申請の事務処理について労働局に集中化する試行実施を5カ所(北海道、埼玉、東京、京都、大阪)で開始(平成26年度)するとともに、平成28年度より試行実施局の拡大を行う。今後、平成28年度中に電子申請届出処理の集中化の本格実施について検証し、全国実施の可否を検討する。	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者の入力漏れにより審査期間が長くないよう、システムにエラーチェック機能を持たせる。現在、①電子申請時の画面が小さくなっているレイアウトを、申請者が利用する端末の画面の最大値まで拡大できるよう、②利用者が同じ事項を何度も入力する作業を必要としないよう、e-Gov側と共同で改善していく。</li> <li>e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普及啓発等	全国の労働局と各都道府県の社労士会との定期的意見交換会を毎年度継続して実施(平成26年度～)するとともに、ハローワークに電子申請に利用できる端末を設置し、電子申請アドバイザー(仮称)がデモンストレーションできるようにするとともに、電子申請アドバイザー(仮称)が事業所を訪問し、事業主に対する所内での入力支援や電子申請利用のためのパソコンの環境設定等の支援を行う(平成28年度～)。積極的に大規模な事業所等を個別に訪問し、利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。【実施時期】平成26年度～	
6その他	平成26年7月に、北海道、埼玉、東京、京都、大阪、福岡の各ハローワークにおいて、100人以上の事業所を対象に雇用保険関係手続のオンライン申請に関するアンケート調査を実施しており、オンライン申請にあたっての課題を把握し、今後の利用促進に努めていく。	

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	高年齢雇用継続基本給付金の申請	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減	<p>(1)添付書類の見直し 事業主が電子申請を利用する際に添付書類を省略することができる基準(照合省略)を平成27年度中に緩和するとともに、社会保険労務士や労働保険事務組合の照合省略の認可事務を労働局毎の認可から管轄する労働局のみの認可に集約化する。</p> <p>(2)本人確認方法の見直し 電子証明書を取得していない法人事業主については、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書による電子申請も可能(平成27年1月)とするとともに、事業主が指定する従業員個人や労働保険事務組合の長が指定する職員個人の公的個人認証サービスの電子証明書による電子申請も可能とした。【実施時期】平成27年7月</p> <p>(3)オンライン申請等の周知方法の見直し 電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月</p>	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	<p>各公共職業安定所において処理しているオンライン申請の事務処理について労働局に集中化する試行実施を5カ所(北海道、埼玉、東京、京都、大阪)で開始(平成26年度)するとともに、平成28年度より試行実施局の拡大を行う。今後、平成28年度中に電子申請届出処理の集中化の本格実施について検証し、全国実施の可否を検討する。</p>	
3システムの利便性の向上	<p>・申請者の入力漏れにより審査期間が長くないよう、システムにエラーチェック機能を持たせる。現在、①電子申請時の画面が小さくなっているレイアウトを、申請者が利用する端末の画面の最大値まで拡大できるよう、②利用者が同じ事項を何度も入力する作業を必要としないよう、e-Gov側と共同で改善していく。 ・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～</p>	
4経済的インセンティブの活用	<p>該当なし</p>	<p>もともと手数料が発生しないため。</p>
5普及啓発等	<p>全国の労働局と各都道府県の社労士会との定期的意見交換会を毎年度継続して実施(平成26年度～)するとともに、ハローワークに電子申請に利用できる端末を設置し、電子申請アドバイザー(仮称)がデモンストレーションできるようにするとともに、電子申請アドバイザー(仮称)が事業所を訪問し、事業主に対する所内での入力支援や電子申請利用のためのパソコンの環境設定等の支援を行う(平成28年度～)。積極的に大規模な事業所等を個別に訪問し、利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。【実施時期】平成26年度～</p>	
6その他	<p>平成26年7月に、北海道、埼玉、東京、京都、大阪、福岡の各ハローワークにおいて、100人以上の事業所を対象に雇用保険関係手続のオンライン申請に関するアンケート調査を実施しており、オンライン申請にあたっての課題を把握し、今後の利用促進に努めていく。</p>	